

平成25年12月4日

内閣官房国家安全保障会議設置準備室

内閣参事官

船越 健裕



警察庁長官官房

参事官（危機管理企画担当）

井上 一志



国家安全保障会議の出席者等について、以下のとおり確認する。

- 1 内閣官房は、やむを得ない事由により国家公安委員会委員長が国家安全保障会議に出席できない場合において、審議事項に鑑みて、警察庁長官又は警察庁次長が同会議に出席する必要があるときには、国家安全保障会議設置法第8条第2項の規定に基づく出席の手続を円滑かつ迅速に進めるように配慮するものとする。
- 2 内閣官房は、国家安全保障会議に国家公安委員会委員長が出席する場合又は警察庁長官若しくは警察庁次長が出席する場合において、審議事項に鑑みて、警察庁の関係幹部も同会議に同席する必要があるときには、当該同席の手続を円滑かつ迅速に進めるように配慮するものとする。